

中間報告

成田新高速鉄道沿線の屋外広告物規制誘導方策（案）

1 要旨

成田新高速鉄道（平成22年度開業予定）の沿線は、印旛手賀自然公園や田園、里山等の良好な景観に恵まれ、また、成田国際空港へのアクセス路線の沿線として国際的な視点からも重要な地域であることから、この地域の良好な景観の保全・形成を図るため、屋外広告物法及び千葉県屋外広告物条例に基づき、「禁止地域」に指定し、併せて「景観保全型広告整備地区」に指定して、屋外広告物の適切な規制・誘導を図る。

2 「禁止地域」の指定

指定区域

成田新高速鉄道の千葉NT境から成田国際空港までの区間の（1）
 鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる500m以内の区域（2）
 （但し都市計画法に規定する市街化区域を除く）（3）

- （1）区間： 成田新高速鉄道の開業区間（印旛日本医大駅～成田空港駅）のうち印旛日本医大駅周辺の市街化区域（千葉NTいには野地区）境 から成田国際空港直近の展望できる位置（地表部端部）までの区間。
- （2）： 国際的視点からの地域の重要性、自然公園、田園、里山など眺望性に富んだ地域の景観特性を考慮して、新幹線や高速道路に準じて、500m以内の区域（県内既指定の最大値）
- （3）市街化区域を除く
 自然公園、田園、里山や商業地、住宅地等沿線の多様な地域特性に応じて規制

	地域特性	現況	規制（案）
知事指定区域	市街化調整区域	許可地域	禁止地域
除外	市街化区域	低層住居専用地域	禁止地域
		上記以外	許可地域

都市計画用途による禁止地域（条例第4条1項1号）

3 景観保全型広告整備地区の指定

地域の景観とより調和した良質の広告物に誘導する。

(1) 対象地域

成田新高速鉄道の千葉NT境から成田国際空港までの区間の
鉄道敷並びにその区間の鉄道から展望できる500m以内の区域
市街化区域も対象。

(2) 基本方針

自然景観と調和した広告物等の誘導

印旛手賀自然公園や田園、里山等の自然と調和した広告物等
景観に配慮した街づくりの推進。

快適な住環境への配慮、賑わい空間での節度ある広告物等

(3) 主な事項

より良質な広告物への誘導

- ・ 派手で際立った色彩とせず、周囲の景観との調和を図る。
- ・ 照明は、動光又は点滅を伴わないものとし、光源色は白色系を用いる。
- ・ 簡潔な表示、自家用掲示のデザイン的な統一

自然景観との調和(市街化区域を除く)

- ・ 建築物の屋上に設置しない。
- ・ 独立広告物の高さは5m以内とする。(市街化区域を除く)

4 予定時期

鉄道開業の概ね半年前。

(参考) 既成誘導方策(案)の要旨

区域区分		現況規制	規制(案)	景観保全型(案)		
				高さ 5m	色彩 ・照明	屋上 制限
市街化調整区域		許可地域	禁止地域			
市街化 区域	低層住居専用地域	禁止地域		-		-
	上記以外	許可地域		-		-

景観保全型広告整備地区（案）

千葉県屋外広告物条例第6条の3第2項の規定による景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針

1 景観保全型広告整備地区の名称

（仮）成田新高速鉄道景観保全型広告整備地区

2 広告物の表示及び設置に関する方針

成田新高速鉄道は、成田国際空港と都心を結ぶアクセス鉄道の役割を担っている。

世界への玄関口とも言える沿線地域には、千葉県立印旛手賀自然公園や日本の原風景とも言える田園、里山の自然等の良好な景観が形成されており、より周辺景観と調和した広告物とすることにより、沿線景観を適切に保全・形成することが期待されている。

このようなことから、成田新高速鉄道の沿線を景観保全型広告整備地区に指定し、以下の基本方針に基づく広告物の表示や設置を目指すこととする。

（1）自然景観と調和した広告物等の誘導

鉄道沿線の印旛手賀自然公園、田園や里山等の豊かな自然景観を損なわないよう、自然と調和した広告物等の誘導を図る。

（2）景観に配慮したまちづくりの推進

沿線には、千葉ニュータウンや成田市土屋地区など、閑静な住宅街や多様な商業施設による賑わい空間も形成されている。

このような市街地において、快適な住環境にも配慮した広告物、また賑わい空間での節度ある広告物へと誘導を図る。

3 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

区分		基準
共通基準		<ol style="list-style-type: none"> 1 積極的に自然景観との調和をはかるものとする。 2 派手で際立った色彩とせず、周囲の景観との調和を図る。 3 広告物等の照明は、動光又は点滅を伴わないものとし、光源色は白色系を用いるものとする。
個別基準	自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等との調和を図り、自己の氏名、名称、商標を簡潔に表示する。 2 建築物等から独立する広告物等とのデザインの統一を図るよう努める。 3 屋上に設置しないものとする。(但し市街化区域を除く)
	建築物等から独立した広告物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己の氏名、名称、商標を簡潔に表示する。 2 事業の内容を表示する広告物等の数は、最小限の個数とする。 3 建築物等に表示し、又は設置する広告物等とのデザイン的な統一に努める。 4 できる限り集合化に努める。 5 広告物の設置は高さ5m以内とする。(但し市街化区域を除く)
	道標・案内図板	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然景観の眺望を妨げない位置に設置するよう努める。 2 案内機能を高めるため、デザイン的な統一に努める。また、適切な配置を行うものとする。